

日 付	平成31年3月11日(月)
担当所属	山梨県教育庁 学術文化財課
担当者名	尾形 哲哉
連絡先	055-223-1792 (内線:8515)
http://www.pref.yamanashi.jp/gakujutu/bunkazaihogo/houdou.html	

登録有形文化財（建造物）の登録について

○平成31年3月18日(月)に開催される国の文化審議会(会長 さとうまこと 佐藤信氏)は、新たに153件を登録有形文化財(建造物)とするよう文部科学大臣に答申する予定です。なお、報道の解禁は次のとおりでございます。

報道解禁

- ・ ラジオ、テレビ、インターネット
: 3月18日(月) 17時以降
- ・ 新聞 : 3月19日(火) 朝刊

○山梨県内での登録有形文化財(建造物)は次の1件(詳細別紙)

きゅうもりけじゅうたくしゅおく
「旧森家住宅主屋」(山梨市落合)

- ・ 山梨市市街地近郷ある民家。
- ・ 敷地の中央北寄りに南面して建ち、切妻造の主体部に入母屋造の座敷部をL字形に連ねている。
- ・ 峡東地域の民家の近代的な展開を示す一例。

○この結果、官報告示を経て、本県の登録有形文化財(建造物)は、合計134件となる見込みである。

※文化財登録制度

届出制と指導・助言・勧告を基本とする緩やかな保護制度で、従来の指定制度を補完する制度として平成8年10月に創設された。

建築後50年を経過している建造物で、次の基準のいずれかにあてはまるものが登録有形文化財(建造物)の対象となる。

- 一 国土の歴史的景観に寄与しているもの
- 二 造形の規範となっているもの
- 三 再現することが容易でないもの

別紙

- 1 種 別 建造物
きゅうもりけじゅうたくしゅおく
- 2 名 称 旧森家住宅主屋
- 3 所在地 山梨県山梨市落合288番地2
- 4 所有者 個人
- 5 建築年代 大正8年／平成30年改修
- 6 登録基準 「(二)造形の規範となっているもの」
- 7 特徴等

山梨市市街地近郷ある民家である。敷地の中央北寄りに南面して建ち、切妻造の主体部に入母屋造の座敷部をL字形に連ねている。

主体部は、東側に土間、西側に2列4室の伝統的な間取りの平面で、座敷部は続き間に式台玄関を備えるなど格式が高いつくりで、峡東地域の民家の近代的な展開を示す一例である。 枠



外観（主体部）切妻屋根



外観（座敷部）入母屋屋根



内観（主体部）



内観（座敷部）：床の間



内観（座敷部）：格天井 ごうてんじょう



内観（座敷部）：間口、襖 ふすま